

令和3年度第5回臨時  
松本市教育委員会會議錄

松本市教育委員会

## 令和3年度第5回臨時松本市教育委員会会議録

令和3年度第5回臨時松本市教育委員会が令和3年9月8日午後5時00分オンラインで開催された。

---

令和3年9月8日(水)

---

### 議 事 日 程

令和3年9月8日午後5時00分開議

- 第1 開 会
- 第2 教育長挨拶
- 第3 議 事

#### [ 議案 ]

- 第1号 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市立小中学校における対応について

教 育 長 伊 佐 治 裕 子

〔出席委員〕

教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	福 島 智 子
”	橋 本 要 人
”	佐 藤 佳 子

〔出席職員〕

教 育 部 長	藤 森 誠
教 育 政 策 課 長	赤 羽 志 穂
学 校 教 育 課 長	塚 田 雅 宏
学校支援センター長	高 野 毅
学校支援センター指導主事	牧 野 圭 介

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	三 澤 良 彦
” 係長	小 澤 弥 生

開会宣言 午後5時00分

伊佐治教育長は令和3年度第5回臨時松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 第5回臨時教育委員会を開催します。本日はコロナ対応ということでオンラインでの会議とさせていただきます。聞こえにくい部分がありましたらその場でおっしゃってください。先日、開催した際に聞こえにくい部分があったということでしたので、よろしくお願いいたします。

なお、福島委員ですけれども、学校での会議が長引く可能性があるということであらかじめ参加については少し遅れる旨を伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 署名委員の指名

教育長 それでは、本日の会議録署名委員は小柳委員、橋本委員にさせていただきます。

#### 議案審議

教育長 本日の案件は議案1件となります。

議案第1号「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市立小中学校における対応について」です。この議案に入ります前に、本日臨時の教育委員会を招集をさせていただいた経過について理由も含めて若干ご説明申しあげます。

まず、議案第1号の趣旨とも関連しますので資料をご覧くださいと思います。

長野県の集中対策期間、これは「命と暮らしを救う集中対策期間」としてありますけれども、この期間が9月3日から9月12日までということで対策が取られております。このことについて延長するかどうかということが、本日午後5時からと伺っていますが、長野県知事と松本市長が会議をしまして決定していくということのようです。そしてそれを受けて9月10日の金曜日には市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開かれまして、方針について協議、決定をしていくということになるかと思えます。その前段で小中学校の対応につきましても8月30日に皆さんに協議をいただきました小学校の短縮日課ですとか、それから部活動の中止の方針などを学校には9月12日までということで保護者の皆様を含めて通知をしてありますことから、本日あらかじめ学校の対応について皆さんにご協議いただくものになります。

それでは、説明に入りたいと思います。

< 議案第 1 号 > 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市立小中学校における対応について  
学校支援センター長 議案第 1 号「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市立小中学校における対応について」説明

教育長 福島委員、すみません、始めさせていただきましたけれども、よろしく願います。資料はお手元にありますでしょうか。

それでは、ただいまの案をご協議いただくにあたって、もう 1 枚の資料をご覧ください。これは本日保健所長から 9 月 13 日からの対応についてあらかじめアドバイスをいただきましたので、読みあげさせていただきます。

4 点ほどありますが、1 点目として、学校における集団感染の事例は出ていないものの、デルタ株の影響により今後も当面の間、子どもの感染が散発的に発生する状況が続くと思われる。減少傾向と感染者数の見極めはまだできないものと思っているということでした。2 点目として、通常の授業等においてはクラス単位での活動が主であり、感染のリスクも低いいため小学校の短縮日課を通常に戻すことについては問題ないだろうということでした。3 点目として、ただし部活動や放課後の活動など個人的な接点が広がる活動については当面の間、当面の間というもおおむね 9 月いっぱいくらいはということになるかと思いますが、様子を見ながら抑制的にしていく必要があるということでした。4 点目として、感染者が判明した場合に備え、引き続きクラス単位での活動を継続するとともに、これは先ほどの案にもありましたとおりです。感染判明時の調査に備え、活動範囲等の把握に協力を願いたいということでした。これについては既に保健所から感染者が判明した場合の学校でのチェックリストやマニュアルをいただいております。直近の例でいきますと学校で調査をして、保健所と一緒に協議をしたという例がございます。これを踏まえて先ほどの 9 月 13 日以降の案についてご意見をいただきたいと思います。

挙手をしていただいております。

ご質問も含め、何かありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

佐藤委員 佐藤委員 お願いいたします。

佐藤委員 1 点、共通事項の項目にありました放課後の児童預かり事業に関してですが、これは引き続き利用を控えていただくようなお願いは保護者の皆さんに対して

していくのでしょうか。

教育長 はい。これについてはこども部長にあらかじめ確認をしてあります。先ほどの小学校の短縮日課を通常に戻すということになりますと、長いところでは1時間程度遅く、子どもたちが学校から行くことになります。時間は遅くなるのですけれども、利用自粛を全面解除すると場所によっては密になってしまう場所もあるということで、当面の間、先ほどの保健所長のアドバイスに基づきまして、これまでの利用自粛のような強いお願いはしていかないけれども、できる限り協力をお願いできるご家庭には協力をお願いしていくという方針でいきたいと伺っています。

佐藤委員 はい。ありがとうございました。よく分かりました。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

では、小柳委員、お願いします。

小柳委員 中学校のその他のところですよ。文化祭の準備、12日までは最小限の活動としておりました。13日以降は最小限という言葉が取れています。文化祭がだんだん近づいてくると確かに準備も必要だとは思いますが、時間を限って能率よくやるようにしていくという含みを持っているということによろしいでしょうか。

学校支援センター長 おっしゃるとおりです。時間をかけずに能率的に準備を進めていってもらおうということでもあります。

教育長 最小限という言葉は取る。取った上でということになりますでしょうか。

学校支援センター長 はい。それについて説明させていただきます。12日までの通知では部活動を中止することで早い下校とするという1文があるんですけども、その早い下校とするという1文を外す関係でそれまでの最小限という言葉も外しました。しかし、実際に日暮れも早くなっているということで実質的には能率的に進めないと準備できないという状況ではあります。

教育長 今の点についていかがでしょうか。

ただし書きを入れたほうがいいのか、そういったご意見はありますか。

小柳委員よろしいですか。

小柳委員 12日と13日とは、1日の違いでの変更ですが、12日までの最小限の活動から、13日以降は、一気に制限を外したと理解されないように表現を工夫したらよいと思います。

教育長           それでは括弧書きで、ただし、短時間にとどめるよう努めることとするとか、そんな1文を加えるということではいかがでしょうか。

                  ほかの委員さん、いかがでしょうか。

                  橋本委員お願いします。

橋本委員       この会議が始まる直前にインターネットのニュースを見ていますと、大阪で初めて10代の死亡が確認されたという記事が出ていました。そういう意味では子どもをめぐるコロナの環境というのは非常に厳しくなっていると思います。長野県の場合は多少新規感染者が減っていますが、先ほどご説明があったように保健所長の話では、当面の間子どもの感染が散発的に発生する状況が続くという見解も出されているわけです。加えて、本日の日経新聞に全国の小中学校の臨時休校及び短縮授業、分散登校の実情というのが47都道府県、一覧表になっていて、その中で長野県は感染状況が低いから何とも言えないんですけど、極めて対応が鈍い。数値が低い。夏休みの延長とか臨時休校というのは小学校の1.4%。中学校はゼロ。短縮授業や分散登校については小学校で2.7、中学校ゼロ。長野県はほかの県よりも早く2学期が始まっていますから、そういった意味では対応が遅れたのかもしれませんが、何か甘いという感じがします。

                  そういう状況の中で、今回は、先ほど小柳委員からもご指摘があったようにいろいろなところを緩めることになっている。しかし、緩める状況にないのではないかと思います。特に私が気になっているのは、小柳委員ご指摘の最小限というところも非常に気になりますし、加えて、小学校の課外活動のところではレベル5の間は中止するという事なんですけど、レベル5というのは県の基準でいくと10万人当たり20人以上ですね。そういう意味では松本地域だと40人ぐらい感染者が出ると、第一要件が満たされる。にもかかわらず、今レベル5になっているのは第二の要件の感染リスクの高い事例。それから医療関係等総合的に判断して、レベル5と掲げているだけなんです。ということは、レベル4が3に落とされる可能性があって、そういう停止条件付のもので本当にいいのか。それよりは保健所長の言葉をそのまま素直に受け止めればレベル5の間ではなくて、改めて状況を見極めた上で緩和させてもらって連絡するとして、レベル5と連結させるということは、レベル5というのは相当レベルの高いところなものですから、この基準はおかしいと思います。

それから、先ほど申し上げたように、時間短縮とか、学年、学級、クラスというのは難しいところがあるのかもしれませんが、先般来、児童センター等の利用状況を学年別に示してくださいということをお願いしていますので、その利用状況に応じて分散登校とか時間短縮というのを小学校低学年とそれから高学年、あるいは中学校と対応をもう少しきめ細かく見れるのではないかと、というご提案を申しあげましたが、その検討状況について説明をお願いします。

以上です。

教育長 はい。ほかに合わせてご質問、ご意見ありますでしょうか。

福島委員、お願いします。

福島委員 同じところの小学校の課外活動のところ、「レベル5の間は中止」とあって、4になったら活動再開ということですか。当面の間という表現だと現場がすごくやりづらいなと思うんですね。それぞれ大会とか発表会などが控えている状況で、いつになったら再開できるのかというのは、現場の先生方はすごく明確な指針が欲しいところだと思います。だから、そのあたりのことがある程度分かったほうが親切かなということと、放課後の預かり事業ですけれども、今回、利用の自粛をお願いする形で呼びかけをして、実際に利用が少なくなっているのかどうか実情を教えてくださいなと思います。

以上です。

教育長 はい。ほかに何か今の関連でありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、一つずつ協議していきたいと思います。

まずは小学校の課外活動についてということですが、これについて支援センターからいかがでしょうか。何か現場からの意見とかあるわけでしょうか。

学校支援センター長 校長会等とも話し合いをさせていただきまして、基準は明らかにしてほしいけれども、制限が伴いそうな活動は避ける、このことを2つ合わせましてレベル5の間は中止というところに落ち着いているところであります。

教育長 先ほどのご意見はレベル5というのは相当高いことなので、それとは別に、子どもの状況を考えたときに当面の間というその当面の間をどう、もう少し具体的にすることは別として、レベル5という判断ではなくてその点がどうかというご意見だったと思うのですが。その点はいかがですか。

学校支援センター長 学校現場から聞いているのは、当面の間というのは非常に捉えにくくて、子どもたちにも説明しにくいということです。一方でバンドフェスティバ



ルの東海大会が迫っていて、10月に予定している小学校もいくつもありますので、その辺のことも考えながら当面ではなく、レベルの落ち方にもよりますけれども、基準的には明確にしてもらいたいということでした。

教育長           それはプラスバンドですか。

学校支援センター長   プラスバンドです。

教育長           その大会というのはいつ頃ですか。

学校支援センター長   10月下旬だと思います。

教育長           保健所長と話したときには、先ほどお話したとおりですけれども、今後、感染状況が落ち着いていくかどうかということはまだ見極めきれない状況なので、授業については通常どおりでいいたろうけれども、できれば個人の活動、課外活動というのがまさにそれにあたると思うんですけれども、そういうものについては保健所長から当面の間様子を見ながらやっていくということでアドバイスもありました。

この後の9月の日程を見ますと、後半に祝日が続いて連休が重なるというようなことがありますので、そこのところをどう考えていくかというところがポイントかと思えます。

私としては、9月中はというような目処を示した上で、状況が好転していけば若干期間を短くするというのも後半のほうで検討はしてもいいかと思うんですけれども、目処としては9月いっぱいくらいとするのはいかがでしょうか。そのことについて何かご意見があればお願いいたします。

橋本委員、お願いします。

橋本委員           全国の感染状況のグラフを見ても、第1次、第2次、第3次と緊急事態宣言が発動されて、そしてそれを緩めると即座に次の波がやってくるというような形で、子どもたちの話ではないですけれども、このコロナの対策は少し緩めるとまた波が上がってくるということを何度も繰り返しているわけですよね。そういった意味で、部活動を制限するとか、何々を制限するというのはなかなか忍び難いところはあるのですが、ある程度長めに期間を取っていくという判断のほうがいいんだらうと思います。いつも事務局からの説明では、現場がと言うんですね。私が最初に、一斉休校にしようと言ったときにも現場が混乱しますと、現場を理由に断られました。しかし、現場の問題ではなくて今の状況のところをどう判断するのか、どうしたら一番リスクが少ないのかということ

考えるべきだと思います。そう考えると、レベル5という形よりは先ほど教育長からご提案があった9月中はとか、そのほうが私としてはより改善されるのかなと思います。

教育長 はい。ただいまのご意見に対してほかの委員さんいかがでしょうか。まず小学校の課外活動、「レベル5の間は」ではなく、「9月いっぱい」と。この対策全体、制限がかかっているものは9月いっぱいとするかどうかということにも関連してくると思いますが、いかがでしょうか。

はい、小柳委員、お願いします。

小柳委員 9月12日までの約半月間こういう基準を示してきたので、後半の半月もこのまま継続して注視していくということで先ほどの教育長の提案でいいと思います。

教育長 ほかの委員さんどうでしょうか。福島委員と佐藤委員は、期間についてはいかがでしょうか。

佐藤委員 これは今、小学校における課外活動についてのみの検討ということでもいいでしょうか。

教育長 はい、言葉が足りなくてすみません。

今、課題にしているのは課外活動ですけれども、恐らくこれを「9月いっぱいまで」としますと、全体の制限について、例えば共通事項ですとか、それから中学校の部活動についてもあまりばらばらすることは望ましくないと思うので、一定の目処は9月いっぱいということで全体に関わってくるものとして考えていただいてよろしいと思います。

佐藤委員 分かりました。例えば、中学校の部活動は、9月12日まで中止だったものが、引き続き9月いっぱい中止となるということでしょうか。

教育長 中止というのがないので分かりにくいかもしれないのですが。

学校支援センター長 13日以降は、部活動は実施する方向で考えています。実施する中でこのような制限をかけるという考え方です。

佐藤委員 9月13日以降のところに書かれている内容は、このとおりであって、この形が9月末までということでしょうか。すみません、混乱していてこのような理解でいいでしょうか。

学校支援センター長 そういつつもりであります。

佐藤委員 ということは、例えばこの一番上の行にある9月12日までということ、

そして9月13日以降というところが9月13日から9月末を目処というよう  
な形になるのでしょうか。

学校支援センター長 そういことです。

佐藤委員 はい。分かりました。私もその点については賛成いたします。

教育長 福島委員、どうぞ。

福島委員 この小学校の課外活動と中学校の部活動、その他とそれぞれ異なる表現とな  
っているわけですが、これはなぜでしょうか。

学校支援センター長 中学校の部活動につきましては、学校生活の中で非常に大事な教育活  
動でもありますので、それも続けて行わせたいという考えです。

福島委員 そうしますと、この小学校の課外活動はいろいろ含まれると思うんですけど、  
先ほどセンター長がおっしゃったバンドフェスティバルのことが、金管バンド  
を一生懸命やっている小学校もあって、中学校の部活動と全く大差がないぐら  
い子どもも教員もすごく情熱かけてやっているわけですよ。なので、小学校  
と中学校で対応が違うというところは、私は納得ができないんですけれども。  
先ほど、バンドフェスティバルは10月末とおっしゃったんですけど、恐らく  
10月10日がバンドフェスティバルだと思います。そうすると実際、今も練  
習ができていなくてということになると、本当にそれが最後の課外活動になる  
という子どももたくさんいますし、そういったところを考えたときに、中学校  
は教育だからやります。小学校はそうではないからやりませんというのは説明  
としては適切ではないと思うんですが、いかがでしょうか。

学校支援センター長 バンドフェスティバルについて差があるということであれば、中学校  
にあるような公式大会出場予定のところは練習ができるという考え方でよろし  
いですかね。

福島委員 はい。分かりました。

教育長 小学校の課外活動のところも基本的には抑制的にするという方向性はいいで  
すよね。

学校支援センター長 はい。

教育長 橋本委員、どうぞ。

橋本委員 いいとか悪いということよりも、一番合理的なのは何なのかと、何が変わる  
のかというところは、ワクチンなんですよ。問題は、中学生はみんなワクチ  
ン対象になるけど、小学生は、小学6年生から上ですよ。だから、とりあえ

ず今、9月いっぱいという数字が出ましたけど、本来的にはワクチン接種が終わるまでですよ。ただ、その際に、外部の環境が変わるかもしれないので、外部の環境が変わることがある程度の期間を経て確認できれば徐々に緩和していくというほうがいいだろうと思うんです。9月末に何か意味があるわけではなくて、9月末まで見ればもう少し外部の環境も見れるでしょうと。それまでの間でも緩和できる状況になれば早めに緩和してあげればいいにこしたことはないわけですけど、今見通せる外部環境の変化が起きるのは、第2回目のワクチン接種が終わるといところだろうと、私はそこが、現時点では一つの基準だと思います。それまでの間、福島委員が言ったように、課外活動などの限定的な部分についてどこまで緩和してあげるのかというふうにしないと、原則としてはワクチン接種といところを考えるのが私は筋だと思います。

以上です。

教育長

はい。分かりました。

今のご意見は9月末までというのを一定の目処にしますが、実際に緩和ができる、制限なく自由にできるようになる、ワクチン接種を受けられる方のパーセンテージにもよると思うんですが、そこまでは今の状況としては子どもたちのリスクを考えると少し抑制的にやっていく必要があるのではないかというご意見だったと思います。

そして、今の福島委員のご意見としては、小学校の課外活動について、違うところもあると思いますけれども、中学校の部活動とある程度同じ基準にしておいたらどうかということについてだったと思いますが、それについてはよろしいですかね。基本的には、公式大会等の出場予定者については最小限の活動を認めるということです。中止ということではなく、今までは中止とした上でただし書きでしたが、これを中止という言葉がなくして最小限の活動で可能とするなどとした上で括弧書きにしたほうがいいのかと思いましたが、いかがでしょうか。これは小学校の課外活動も同じく、最小限の活動は可能とするという条件で、最小限にしてくださいという一つのメッセージにもなると思いますので、子どもたちの貴重な機会は奪わないように。でも、保健所のアドバイスに従いますと、授業よりもそういう活動の中でのリスクは高まるということはあるかと思しますので、このような方針でいかがでしょうか。今の点について、ほかにご意見ありますか。

橋本委員、お願いします。

橋本委員　　ただし表に出てくるのではなくて、原則は中止なのではないですか。12日と13日で何が大きく変わるんですか。ただし、公式大会の予定者は云々という、中学校の12日までの内容が、そのまま9月13日以降の小学校の課外活動の内容になればいいと思います。今、教育長がおっしゃったのは、中止ということを含弧書きにするという印象を受けたんですけど。

佐藤委員　　すみません、佐藤です。会議の途中で申し訳ありませんが、事前にお伝えしておりましたが、今日はここで退席をさせていただきます。会議の途中で申し訳ありませんが、失礼いたします。

教育長　　最後に何かありますか。

佐藤委員　　気になっているのが、もちろん学校の中で子どもたちの感染リスクを抑えていかなければいけないということはあるのですが、例えば公民館における活動等も今現在制限もかかっていない、かつ、レベル4になった場合には、恐らく新規の受付等もしていたり、他の市町村もいろいろな大人の関係も外での集まりは主催も含めて開かれていく中で、子どもたちを抑制していくという部分のバランスについてどうなのかなということを感じています。ですので、子どもたちが最低限の部分の感染リスクを抑えられながらも、活動が継続されていくという視点も同時に大切なのではないかと考えています。もちろんそれが甘いとおっしゃられるかもしれないんですが、活動継続という部分との社会全体でのバランスもあると思っていますので、その点のみ最後につけ加えさせていただきました。

教育長　　はい。ありがとうございました。お疲れさまでした。

佐藤委員　　すみません、これで退席いたします。

教育長　　今、佐藤委員がおっしゃったように子どもたちの活動だけ制限をして社会の活動が戻っていたらというバランスということは大切なことかと思えます。これまでの学校での感染というのは、ほとんど家庭内からの感染によるものであること、一部、放課後の預かり事業での集団感染はありましたけれども、大人の生活の影響を受けているということもありますので、そのことを受けた上でということではありますが、先ほどの保健所長のアドバイスのところに何回も戻るんですが、授業以外のところは当面の間は少し様子を見ていったほうがいいということは、専門家としてのアドバイスとして重視しないといけないと私

も感じております。ですので、小学校の課外活動、それから中学校の部活動のところの書きぶりをどうするかということなんですが、一つの案は「中止」として、ただし書きでこういうことについては認めるとするもの。それからもう一つの案としては、最小限で可としてただし書きをつけるという、その辺はいかがでしょうか。

学校支援センター長 そうすると、中止にした場合は、公式大会を控えていない部活動は、また活動できないということですね。

教育長 そういうことになりますね。中止とした場合は、当面の間、9月末までといった場合に、どのような支障が出てきますか。

学校支援センター長 8月の学校閉庁日から部活動をやっていませんので、1か月半以上活動ができない部が出てくる可能性があるということ。そういう場合に生徒の心情的にも肉体的にもどうなのかは懸念に持つところです。

教育長 今の点についていかがでしょうか。

はい、小柳委員、お願いします。

小柳委員 質問ですが、先ほどの小学校のバンドフェスティバルとか、これから行われるだろう中学校の新人大会については、主催者は開催する予定でいるのでしょうか。

学校支援センター長 しっかり把握はしていませんが、今のところ、新人大会について中止という情報はないです。

小柳委員 はい。分かりました。

そうすると、松本市の学校だけでなく、参加を予定している学校の多くは、練習環境が十分ではないと想像しますので、そういう状況で子どもたちが大会に臨むことが本当にいいのかなと思います。参加する場合はある程度の準備をして参加させたいと思いますので準備が整わないならば中止の状態を継続して、解除になったのち練習して参加すればいいと思います。

教育長 福島委員、どうぞ。

福島委員 バンドフェスティバルについて私が聞いている限りだと、東海大会は実施されるけどビデオ審査となっているんですね。ですので、この地区の大会もビデオ審査で行われて、それに勝ち進んだ学校がバンドフェスティバルに出ると。ただし、大会は集まってやるということはないということが、今の時点でもう決まっているかと思います。

練習ができていないという話ですが、実際には8月の夏休み中、毎日練習してましたので練習不足ということは、今この状況で練習ができてないということはありませんけれども、それなりに子どもたちは頑張ってきていると思います。

教育長 9月末まで延長して中止とした場合に、公式大会に参加する人以外の通常の練習、練習試合だとか他校との交流以外の練習ができないという支障が出てくということですか。

学校支援センター長 どの種目でどういうふうに大会があるかはまだ把握していませんけれども、ただ部活動がずっとできない状態で置かれる環境というのは、果たしてそれでよいのかというところは第一にはありますけど。

教育長 ずっとということではなくて、13日になったらガラッと再開していいのではなくて、一定程度抑制をしていくというメッセージは必要ではないかと思うんですよね。保健所長からのアドバイスに従うと、一旦継続をします。ただ、先ほどのバンドフェスティバルもそうですけれども、公式大会等がある場合には最小限の活動を認めるとした上で運用をしていったらどうかと思うのですが。

学校支援センター長 「1日の活動時間を短縮し」というところは、ある程度の抑制の部分ではあるんですけども、感染リスクの高い活動を避けるということなので、激しい身体接触を伴うような練習も避けるという、その辺が抑制だと思うんですけど。

教育長 橋本委員、どうぞ。

橋本委員 矛盾があるんですよ。共通事項の中でできる限りクラス単位での活動にとどめると一方でおきながら、部活動は学年もクラスも関係なくなるんです。それだったら共通項目のここを緩めるべきです。要するに、共通項目のところでこれだけ心配しておきながら、部活動のほうは緩めるって矛盾するじゃないですか。この矛盾点について説明してください。

教育長がおっしゃっていることについては賛成です。しかし、今、高野センター長が説明されて、この資料の中で部活動もある程度緩めていくって話をされているわけだから、ここの平仄をどう考えるのか、教育長の考え方ではなくて、事務局としてこの案をつくられた高野センター長の考え方をお聞きします。

学校支援センター長 はい。部活動を無制限に解放するというわけではなく、ここにあるよ

うに一定の規制をかけた上での活動を行うということです。

いかがでしょうか。

橋本委員　　私は、それが矛盾すると申しあげているわけです。限定的に公式大会等最小限の部分については緩めるというのであれば分かるんですけど、ほかの練習等も最小限でやってくださいと。最小限は誰が、どこが判断するんですか。共通事項のところどこまで厳しいことを言っておきながら、一方で部活動のところは緩んでしまうってことはないんですか。

教育長　　牧野主任どうですか。

学校支援センター主任指導主事　部活動の練習は、個人練習がメインで個別活動になることがほとんどだと思います。いわゆる学年が交じるような活動ではなく、一定の距離を保ちながら個人練習をするのでそういう時間を少しでも確保したいという願いから今回このような案になっています。

以上です。

教育長　　分かりました。

橋本委員　　それでは、団体競技については止めるということですね。私、毎日散歩しながら近くの高校の部活動の状況を見ていますけど、そんな状況ではないですよ。甲子園でも感染者が出たじゃないですか。1人出たらチーム全部が出られない。今、世間では、子どもから大人に感染するという論調になっています。だから子どもの感染が抑えられないのであれば、親がいかに早くワクチンを打つかという議論になっているのではないですか。

教育長　　分かりました。そういうことになると、部活動については、先ほど高野センター長がおっしゃったように、全くトレーニングもできない状態までは制限をしなくてもいいのではないかと、体力の維持、健康上のためにとということであれば、例えば部活動は中止とした上で括弧書きで、まずは公式大会出場予定者は最小限の活動。曖昧というお声もありましたけれども、先生の監督の下で最小限の活動を認める。それから、個人でほかの人と接触しないような個人練習、トレーニング等は認める。その場合でも1日の活動時間を短縮して、感染リスクの高い活動は避けるというようなことのただし書きではいかがでしょうか。

小柳委員、お願いします。

小柳委員　　例えば、小学校の課外活動については引き続き中止とします。その際、先ほど、橋本委員が指摘されたように12日までの中学校の部活動については括内



に内容を記載して緩和したことを示すようにしましたので、小学校についても同様としてはどうでしょうか。中学校の場合も13日以降引き続き中止とします。ただし、12日と13日の違いはただし書きの中で読み取ってもらうようにしてはどうかと思います。

教育長 はい。でも、一応、ただし書きの公式大会予定者は一定程度集団での活動は最小限で認めるという、ここは外せないと思いますが、いかがでしょうか。

もう一度確認させていただきますが、小学校の課外活動とそれから中学校の部活動については、同じ表記にしていこうということは皆さん同意をしていただいたということによろしいかと思います。その書き方については、今出た案としては、一旦中止というのは継続をしていくけれども、ただし書きの書き方が今までは公式大会が決まっている場合には最小限の活動を認めるということでした。そこにもう一つ、先ほどの個人で行うトレーニングと集団の活動にならないものは認める。それが部活動と言えるかどうかということはありませんけど、一応、トレーニングのために行うもの。例えば、1人で楽器を練習するということについては認めていくという。そして全体としては、もしその場合でも活動時間の短縮には心がけるということは、ただし書きの続きに出てくると思うんですが、そのようなことでいかがでしょうか。大原則は中止ですが、こういう場合は可能とする。個人のトレーニングは個々で行うものは可能とする。その案で高野センター長いかがでしょうか。

学校支援センター長 はい。

教育長 はい。委員の皆さん、よろしいですか。

はい、ありがとうございます。では、ここはそのように修正をしたいと思います。

先ほど、橋本委員からありました、この後、感染が拡大してきたときに、児童センター等での学年別の利用状況を見て、学年別に分散登校などを行っていくことも検討したらどうかというご意見についてです。こども部に依頼をしまして、学年別の利用状況というのをデータにいただきました。これについては、改めてこのデータを使って、感染が一定程度になったときには学年を分けて分散登校なりオンライン授業、例えば、今も一部の学校ではオンライン授業を行っておりますけれども、これを一定のガイドラインの中で原則ルールを定めてくというようなことが必要になってくるかと思います。このことは今後

に向けて検討していきたいということで、今、資料を整えておりますが、橋本委員、いかがでしょうか。

橋本委員 資料ができていないのではないですか。

私はむしろ、現状に対してでもそれをやるべきだったと思います。

以上です。

教育長 はい。ありがとうございます。

できるだけ早急に検討していきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。小柳委員、小中学校の対応についてはこれでよろしいですか。

小柳委員 それでいいです。

教育長 わかりました。

福島委員、どうぞ。

福島委員 すみません、先ほどお伺いした預かり事業について、今抑制されているかという点について教えてください。

教育長 はい。このことについては、はっきり何%抑制されているということは確認はできておりませんが、こども部長と話をした中では利用自粛については学校での対応方針を見て、若干今までのような強い調子での利用自粛ということは緩和をしていくか、していかないかということを決めていきたいということ聞いております。ですので、何%ぐらいという正確な数字はもらっていないんですけれども、私としては抑制できていると受け取っております。

福島委員 利用が抑制できているということですかね。

教育長 はい、抑制できている。

そして、今回この方針にもありますけれども、密になってしまう放課後の預かり施設についてはほかの施設を利用させていただくということで学校もそれに全面的に協力をしていくことで調整をしていますけれども、実際に日頃からそうなんですけれども、7つくらいの児童センター、児童クラブがほかの公共施設を使って緩和に努めているということで報告を受けております。これは学校の体育館に限らず公民館ですとか、それから福祉ひろばですとかと連携をして協力し合っているようです。

橋本委員、お願いします。

橋本委員 それに関連してですけど、以前はあまり目にするのがなかったんですが、

最近は授業が終わる時間帯に保護者の方が迎えにきていたり、一緒に歩いて帰っている親御さんがいたりしますので、市民の方がそうやって協力して子どもを学校まで迎えにいったり自宅に対応されているんじゃないかなという場面を何度か目にしました。

以上です。

教育長

はい。ありがとうございます。

そういうご家庭がもしかすると利用自粛の中でご協力をいただいている家庭かもしれないですね。

それでは、今、福島委員からご提案があった、どの程度利用自粛があったかについては別途こども部に確認をして、数字的なものが出ればご報告をしていきたいと思います。

では、この議案についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

議案第1号については、承認することとします。

事務局、よろしいですか。

それでは、本日予定していた議案は以上となります。以上で第5回臨時教育委員会を終了します。お疲れさまでした。

閉会宣言

伊佐治教育長は、令和3年度第5回臨時松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後6時00分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会議録署名委員

小柳 廣幸

---

橋本 要人

---